

宮城県水産物放射能対策連絡会議会則

(設置)

第1条 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、平成24年4月1日に放射性セシウムの新たな基準値が設定されることから、基準値を超える水産物を市場に流通させない対応が求められている。このことから、安全・安心を確保するための対策の検討や情報共有などを行うため、宮城県水産物放射能対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 放射性物質検査結果等を踏まえた対応に関すること。
- (2) 放射能対策、損害賠償請求などの情報共有に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、県内の漁業団体、産地魚市場・流通関係者等水産関係団体、宮城県等別表1に掲げる団体の役職員等をもって構成する。

- 2 連絡会議には議長、副議長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の開催は、議長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 構成員は必要に応じて、議長に連絡会議の開催を要請することができる。
- 3 議長は、構成員から連絡会議の開催要請を受けた場合には、連絡会議を開催する。
- 4 議長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、連絡会議を開催することができる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(要請)

第5条 連絡会議は、会議の協議結果を適切に実行するよう関係団体に要請することができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、宮城県農林水産部水産業振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成24年3月23日から施行する。

別表1 (第3条関係)

団 体 名
宮城県漁業協同組合
気仙沼漁業協同組合
牡鹿漁業協同組合
石巻市漁業協同組合
塩竈市漁業協同組合
宮城県沖合底びき網漁業協同組合
宮城県小型機船底曳網漁業協同組合
塩釜地区機船漁業協同組合
宮城県北部鯉鮪漁業組合
気仙沼遠洋漁業協同組合
渡波漁船漁業協同組合
宮城県旋網漁業協同組合
宮城県東部かつおまぐろ協同組合
宮城県さんま漁業者組合連合会
宮城県産地魚市場協会
宮城県水産物流通対策協議会
(財)宮城県水産公社
宮城県漁業信用基金協会
宮 城 県

オブザーバー

塩 竈 市
石 巻 市
女 川 町
気仙沼市